第34回総会 令和2年3月30日

局長起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、3月の業務報告をいたします。

今月は農地改良届出について1件提出がありましたので報告いたします。

番号1です。土地の所在:大字鹿野田〇〇番、地目:台帳・現況とも田、面積:919 ㎡、所有者:大字鹿野田〇〇番地1の〇〇、申請者:大字鹿野田〇〇番地、孫の〇〇、改良する理由は台風災害により水田が乾かなくなったため、約70cm盛土して使いやすくするためです。現地確認をされています、地元委員の〇〇委員に報告をお願いします。

- 25 番 ○○集落の○○橋を西に約 600m 行った迫田の農地です。昨年の台風被害で水はけが悪くなったので 70cm 盛土を行い、管理していきたいということです。
- 局 長 それでは、総会に先立ちまして、3月の業務報告をいたします。

また、相続届 2 件、使用貸借合意解約 5 件、賃貸借合意解約 7 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。総会の進行につきましては、会長にお願いいたします。

- 会 長 ただ今から令和元年度第 34 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日 の出席状況を報告します。本日は、全員出席であります。本日の議案件数であります が、5 件を提案しております。
- 議 長 それでは、議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。10番○○委員、 24番○○委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。
- 議 長 議案第 217 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。 事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 217 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、件数及び面積: 一般住宅用地 1 件、田 150 ㎡、計も同じです。農業用施設用地 1 件、田 517 ㎡、計も 同じです。山林用地 2 件、畑 3,035 ㎡、計も同じです。合計 4 件、田 667 ㎡、畑 3,035 ㎡、計 3,702 です。

先ず1項を説明します。譲受人:西米良村村所の〇〇、譲渡人:えびの市原田の〇〇、申請地:大字穂北〇〇番イ他3筆、登記・現況とも畑、面積2,534㎡、申請内容・目的:山林用地、権利の内容:所有権移転、主な施設の内容:杉約150本です。次に2項を説明します。譲受人:平郡の〇〇、譲渡人:三納の〇〇、申請地:大字三納〇〇番5 登記・田 現況・農業田施設田地 面積517㎡ 申請内容・目的:農

三納○○番 5、登記・田、現況・農業用施設用地、面積 517 ㎡、申請内容・目的:農業用施設用地、権利の内容:所有権移転、主な施設の内容: 籾殻置場で顛末書が添付されています。

次に3項を説明します。譲受人:童子丸の〇〇、譲渡人:三納の〇〇、申請地:大字三納〇〇番207他1筆、登記・畑、現況・山林、面積501㎡、申請内容・目的:山林用地、権利の内容:所有権移転、主な施設の内容:杉植林55本で顛末書が添付されています。

次に4項を説明します。譲受人:右松の〇〇、譲渡人:山田の〇〇、申請地:大字山田〇〇番3、登記・田、現況・農業用施設用地、面積150㎡、申請内容・目的:一般住宅用地、権利の内容:所有権移転、主な施設の内容:居宅1棟66.16㎡で顛末書が添付されています。

- 議 長 1項について特別調査員の報告をお願いします。
- 5 番 今回は 17 番〇〇委員と私 (5 番〇〇委員) が会長の命を受けまして、去る 3 月 23 日午前 8 時 30 分より兒玉主幹と共に申請書の審査等を実施した後、事務局より兒玉主幹と中井主事同行のもと、農地法第 5 条 4 件、非農地証明 1 件を調査いたしました。 なお、非農地証明の現地確認には 21 番〇〇委員にもご同行いただいています。順次報

告しますので皆様のご審議をよろしくお願いします。

- 17 番 1 項を説明します。申請地は穂北地区の○○集落で県道高鍋・杉安線沿いの○○公民館から北に約500m進んだ山林に近い農地です。転用の理由でありますが、譲受人の○○さんが譲渡人のえびの市在住の○○さんから売買による所有権移転を受けて杉を植栽することで申請されたものです。現地の状況は、東側は農地、西側は山林、南側は農地、北側は山林であります。雨水対策としては、自然浸透処理です。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念することはありません。本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小集団の生産性の低い農地」であり第2種農地と判断されます。調査員一同許可やむなしと認めました。皆様のご審議をよろしくお願いします。
- 議長ここで事務局の補足説明をお願いします。
- 事務局 特にありません。
- 議 長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。 (委員 なし)
- 議長異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長賛成の方の挙手をお願いします。

- 議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。
- 議長 2項について特別調査員の報告をお願いします。
- 番 2項について報告します。申請地は三納地区の○○集落であります。○○の東側にある集落内の農地です。今回の申請理由でありますが、譲受人の○○さんが譲渡人の○○さんから売買による所有権移転を受けて農業用倉庫を取得するために申請されたものであります。譲渡人は、平成31年4月に夫から相続により当該地を取得しま

した。ただし乾燥施設は転用許可を得ていましたが、籾殻置場用地としての許可を得ていなかったことが判明したため、事後になりましたが顛末書を添付して違反転用を是正するものです。今後は農地法を遵守するということであります。現地の状況は、東側は農地、西側は宅地、南側は宅地、北側は農地であります。雨水は自然浸透です。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところはありません。周辺関係者の同意は得られています。なお、本申請地は、「農地のつながりが10ha以上の第1種農地」でありますが、農業用施設用地で許可可能な案件です。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。 (委員 なし)

議長異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長賛成の方の挙手をお願いします。

- 議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。
- 議 長 3項について特別調査員の報告をお願いします。
- 17 番 3 項を説明します。申請地は三納地区の○○にある山林内の農地です。転用の理由でありますが、譲受人の○○さんが譲渡人の○○さんから売買による所有権移転を受けて山林として適切に管理していくために申請されたものです。譲渡人は、昭和63年1月に父から相続により当該地を取得しました。ただし昭和36年頃、杉を植樹しておりましたが、登記が農地のままになっていたことを最近知ったということであります。当時のこととはいえ農地法の許可を得てないことから、事後になりましたが、顛末書

を添付して違反転用を是正するものです。現地の状況は、東、西、南、北全て山林であります。雨水対策としては、自然浸透処理です。転用に伴う周辺への土砂流出等については、既に約60年経過しており特に懸念することは見受けられません。本申請地は、「農地のつながりが10ha未満の第2種農地」と判断されます。調査員一同許可やむなしと認めました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました3項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

6 番 説明地図は○○-207の1筆が未記載ではないですか。

事務局 記載漏れです。申し訳ありません。

15 番 道路はついていますか。

17 番 坂ですが、軽トラックが通れる道路があります。

1 番 新システム版の議案書は施設面積が少ないがどうしてですか。

事務局 記載ミスです。申し訳ありません。

議長他にありませんか。

(委員 なし)

議長異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長で賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 4項について特別調査員の報告をお願いします。

5 番 4 項について報告します。申請地は都於郡地区の○○集落であります。県道高鍋・ 高岡線沿いの○○石油から東へ約 300m 進んだ集落内の農地です。今回の申請理由で ありますが、譲受人の○○さんは現在市内のアパートに住んでいますが、子供の誕生とともに居宅が手狭になったことから住宅建築の適地を探していたところ、資金の目途もたったことから、譲渡人である○○さんから売買による所有権移転を受けて申請したものであります。現地の状況は、東側は宅地、西側は農地、南側は市道、北側は宅地であります。雨水は集水桝を設置して北側排水路に、生活排水は合併浄化槽を設置し排水路に放流します。また、三財川筋土地改良区とも協議済みで意見書をいただいています。転用に伴う周辺への土砂流出等については、周囲にブロックを設置することで流出防止対策をとるとのことです。周辺関係者の同意は得られています。なお、「農地のつながりが10ha以上の第1種農地」でありますが、集落接続で許可可能な案件となります。調査員一同許可やむなしと認めました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました4項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

28 番 売買金額はいくらですか。

事務局 売買金額は、10a 当たり○○万円です。

2 番 新システム版の議案書は面積が 150 で施設面積が 66.16 の表示となっているが、これでよいのですか。

事務局 議案書の施設内容に記載してある面積が施設面積として表示されていきます。

議長他にありませんか。

(委員 なし)

議長異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長が賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。
- 議長 議案第 218 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。 事務局の説明をお願いします。
- 局 長 議案第 218 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について、件数及び面積: 売買 8 件、田 2,453 ㎡、畑 5,254 ㎡、計 7,707 ㎡です。贈与 1 件、田 1,938 ㎡、計も 同じです。合計 9 件、田 4,391 ㎡、畑 5,254 ㎡、計 9,645 ㎡です。

尚、本議案に申請される土地の現況は、譲受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積 50 a の要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。特別な事項等については、担当者が報告いたします。

- 議 長 1項の説明をお願いします。
- 局 長 1項について説明いたします。譲受人:三宅の○○、譲渡人:大分県杵築市の○○、 申請地:大字童子丸○○番 2、登記・現況とも畑、面積 108 ㎡、権利の内容:所有権 移転で空き家に附属する農地です。
- 議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。
- 26 番 1 項について報告します。今回の申請は、大分県杵築市の〇〇さんから、三宅の〇〇さんへの売買になります。申請地につきましては、2 月の総会議案第 210 号空き家に附属した農地として指定の承認を戴いたところであり、今回空き家とセットで農地は売買されるとのことで、譲受人から「取得農地を5年以上継続して耕作する旨の誓約書」及び「営農計画書」の提出はされております。申請地には小菜園として利用されるということです。特に問題ないことから許可相当と判断しました。売買金額は、

10a 当たり○○万円です。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

- 議 長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。 (委員 なし)
- 議 長 異議ありませんか。 (異議なしの声多数)
- 議 長 賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)
- 議長全員賛成ということで許可決定いたします。
- 議 長 次に2項の説明をお願いします。
- 局 長 2 項について説明いたします。譲受人:妻の○○、譲渡人:同一世帯の○○、申請地:大字童子丸○○番他1筆、登記・現況とも田、面積1,938 ㎡、権利の内容:所有権移転の一括贈与です。
- 議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。
- 26 番 2 項について報告します。今回の申請地は、妻地区の○○集落にある農地です。今回の申請理由は、高齢により農地の管理が困難になった母の○○さんから、譲受人で専業農家の息子の○○さんへの規模拡大による一括贈与であります。○○さんは早期水稲を1,000 ㎡、WCSを11,672 ㎡作付けしています。今回の申請地には早期水稲を作付けされる予定です。農機具につきましては、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック2台、普通トラック1台等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆さんのご審議よろしくお願いします。

議長次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

1 番 相続は農家でなくても相続できますが、一括贈与は受ける人の要件がありますか。

事務局 農地法3条申請の要件が必要です。

議長他にありませんか。

(委員 なし)

議長異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員举手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長次に3項、4項、5項は関連がありますので合わせて説明をお願いします。

局 長 3 項について説明します。譲受人:岡富の○○、譲渡人:岡富の○○、申請地:大字岡富○○番1、登記・現況とも畑、面積500 ㎡、権利の内容:所有権移転の売買です。

4 項について説明します。譲受人:岡富の○○、譲渡人:岡富の○○、申請地:大字岡富字○○番 2、登記・現況とも畑、面積 201 ㎡、権利の内容:所有権移転の売買です。

5 項について説明します。譲受人:岡富の○○、譲渡人:岡富の○○、申請地:大字岡富○○番 4、登記・現況とも畑、面積 40 ㎡、権利の内容:所有権移転の売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

11 番 3項、4項、5項について報告します。今回の申請地は、妻地区の〇〇集落内にある 農地です。今回の申請理由は、高齢になり農地の管理ができない譲渡人の〇〇さんか ら、譲受人で専業農家の○○さん、同じく専業農家の○○さん、兼業農家の○○さん
へのいずれも農業経営の規模拡大のための売買になります。○○さんは水稲を 25, 249 ㎡、ピーマンを 4,500 ㎡、大根を 2,319 ㎡、オクラを 500 ㎡作付けされており、申請地にはオクラを作付けされるとのことであります。農機具につきましては、トラクター2 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、軽トラ 2 台等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。○○さんは水稲を 22,151 ㎡、大根を 1,616 ㎡、小菜園 201 ㎡作付けされており、申請地は小菜園として利用されるとのことであります。農機具につきましては、トラクター1 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、軽トラ 1 台等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。○○さんは水稲を 7,098 ㎡、小菜園 40 ㎡作付けされており、申請地は小菜園として利用されるとのことであります。農機具につきましては、トラクター1 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、軽トラ 1 台等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。同辺作物への影響もなく、いずれも農地法 3 条による 50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆さんのご審議よろしくお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は3項、4項、5項ともすべて10a当たり○○万円です。

議 長 説明がありました3項、4項、5項について審議をお願いします。発言のある方は挙 手願います。

(委員 なし)

議長異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長で賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長全員賛成ということで許可決定いたします。

- 議 長 次に6項の説明をお願いします。
- 局 長 6 項について説明いたします。譲受人: 童子丸の〇〇、譲渡人: 北九州市八幡西区 の〇〇、申請地: 大字三宅〇〇番、登記・現況とも田、面積 2,453 ㎡、権利の内容: 所有権移転の売買です。
- 議長ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。
- 15 番 6 項について報告します。今回の申請地は、妻地区の○○集落内にある農地です。今回の申請理由は、県外に在住で農地の管理ができない譲渡人の北九州市の○○さんから、譲受人で兼業農家の童子丸の○○さんへの農業経営の規模拡大のための売買になります。迫田で耕作困難な場所もありますが、何とか工夫して作付けするということであります。これまでも鳥獣被害にあいそうな場所も良心的に耕作されております。譲受人は○○集落で水稲を 21,556 ㎡、栗を 2,379.77 ㎡作付けされており、申請地には水稲を作付けされるとのことであります。農機具につきましては、トラクター1 台、コンバイン1 台、田植機 1 台、軽トラ 1 台、耕耘機 1 台等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法 3 条による 50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。売買金額は、10a 当たり○○万円です。皆さんのご審議よろしくお願いします。
- 議長次に、担当の補足説明をお願いします。
- 事務局 特にありません。
- 議 長 説明がありました6項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。 (委員 なし)
- 議長 異議ありませんか。 (異議なしの声多数)
- 議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

- 議長全員賛成ということで許可決定いたします。
- 議 長 次に7項の説明をお願いします。
- 局 長 7項について説明いたします。譲受人:南方の〇〇、譲渡人:三納の〇〇、申請地: 大字三納〇〇番他1筆、登記・現況とも畑、面積1,186 ㎡、権利の内容:所有権移転 の売買です。
- 議長ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。
- 24 番 7 項について報告します。今回の申請地は、県道都農・綾線の○○トンネルを抜けて○○集落方面へ進み北側の台地にある農地になります。今回の申請は、三納の○○さんから譲受人の○○さんの規模拡大をしたいという要望による売買であります。譲受人は○○、○○集落で水稲を 5,475 ㎡、甘藷を 1,092 ㎡、栗を 3,280 ㎡、柿を 2,690 作付けされている兼業農家であります。申請地には栗を栽培されるとのことであります。現地は農地として管理されていることを確認しました。農機具はトラクター1 台、耕耘機 1 台、軽トラ 3 台は所有していますが、田植え機、コンバインはリースで確保します。周辺への作物への影響もなく、50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。売買金額は、10a 当たり○○万円です。皆さんのご審議よろしくお願いします。
- 議長次に、担当の補足説明をお願いします。
- 事務局 特にありません。
- 議 長 説明がありました 7 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。 (委員 なし)
- 議長 異議ありませんか。 (異議なしの声多数)
- 議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

- 議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。
- 議長次に8項、9項は関連がありますので合わせて説明をお願いします。
- 局 長 8 項について説明いたします。譲受人:妻の〇〇、譲渡人:荒武の〇〇、申請地: 大字下三財〇〇番、登記・現況とも畑、面積 1,036 ㎡、権利の内容:所有権移転の売 買です。

9 項について説明いたします。譲受人:妻の○○、譲渡人:下三財の○○、申請地: 大字下三財○○番1他3筆、登記・現況とも畑、面積2,183㎡、権利の内容:所有権 移転の売買です。

- 議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。
- 18 番 8項、9項について報告します。今回の申請地は、三財○○集落の○○神社の奥にある農地になります。今回の申請は、荒武の○○さん、下三財の○○さんから譲受人で妻地区の兼業農家の○○さんの要望による売買になります。譲受人は三財の○○でスイートコーンを50a以上作付けされております。申請地にはスイートコーン、野菜を作付けされるとのことであります。農機具につきましては、農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。売買金額は8項が10a当たり○○万円、9項が10a当たり○○万円です。皆さんのご審議よろしくお願いします。
- 議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。
- 事務局特にありません。
- 議 長 説明がありました 8 項、9 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。
- 1 番 新システム版の議案書は9項の地番が○○-17等と表示されているが、これでよいのですか。

- 事務局 入力したデータの変換を間違えていました。たびたび申し訳ありません。
- 28 番 8項と9項の売買金額に差がある理由はなんですか。
- 18 番 8 項の畑は縦が 100mで横が狭い形であることと隣地の方が買わないということで 差があります。
- 議長他にありませんか。

(委員 なし)

議長異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。
- 議 長 議案第 219 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について(所有権移転)を提案いたします。事務局の説明を求めます。
- 局 長 議案第 219 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認 (所有権移 転) について、件数及び面積:田11,109 ㎡、畑9,166 ㎡、合計 7 件、面積 20,275 ㎡ です。

項目毎に説明します。

- 1 項 譲受人:三宅の○○、譲渡人:三宅の○○、申請地:大字三宅○○番1他1筆、登記・現況とも田、面積2,986 m²です。
- 2 項 譲受人:下三財の○○、譲渡人:加勢の○○、申請地:大字上三財○○番、登記・現況とも畑、面積 2,000 ㎡です。
- 3 項 譲受人:加勢の○○、譲渡人:宮崎市月見ヶ丘の○○、申請地:大字上三財○○番1、登記・現況とも畑、面積3,795 ㎡です。
- 4項 譲受人:下三財の○○、譲渡人:下三財の○○、申請地:大字下三財○○番2

他1筆、登記・現況とも田、面積2,992 m²です。

- 5 項 譲受人:平郡の○○、譲渡人:三納の○○、申請地:大字三納○○番 1、登記・ 現況とも田、面積 415 ㎡です。
- 6 項 譲受人: 下三財の○○、譲渡人: 上三財の○○、申請地: 大字下三財○○番 49 他1筆、登記・現況とも畑、面積 3,371 ㎡です。
- 7 項 譲受人:三納の○○、譲渡人:宮崎市の○○、申請地:大字三納○○番 1 他 1 筆、登記・現況とも田、面積 4,716 ㎡で特例事業の一時貸付けタイプです。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の移転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。対象農地は関係権利者の同意が得られております。法定公告については4月を予定しております。

- 議 長 説明がありました1項から7項について審議をお願いします。発言のある方は挙手 願います。
- 2 番 新システム版の議案書は全国統一様式だということですが、あっせんの場合は売買 価格が表示され、3条の場合は売買価格が表示されないのですね。
- 事務局 データはすべて同じ項目を入力していますが、議案書に反映させる項目が違っています。今後新システム版の議案書に移行しますので、運用しながら改善すべき点は当局に申し入れていきます。また、新システム版では表題が経営基盤法第 18 条の農地利用集積計画ではなく経営基盤強化法第 19 条の農地利用集積計画の公告になります。
- 議長他にありませんか。

(委員 なし)

議長異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

- 議 長 賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。
- 議 長 議案第 220 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について(利用権設定)を提案いたします。事務局の説明を求めます。
- 局 長 議案第 220 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認 (利用権設定) について、件数及び面積:田 11,872 ㎡、畑 30,844 ㎡、合計 6 件、面積 42,716 ㎡、契約期間別内訳: 6 年~10 年未満、件数 2 件、田 5,866 ㎡、10 年以上、件数 4 件、田 6,006 ㎡、畑 30,844 ㎡となります。

項目毎に説明します。

- 1 項 譲受人: 茶臼原の○○、譲渡人: 同一世帯の○○、申請地: 大字茶臼原○○番他 12 筆、登記・畑、現況・畑、田、面積 30,844 ㎡、4 月から 10 年の年金による使用貸借権の再設定です。
- 2項 譲受人:三納の○○、譲渡人:山口県宇部市の○○、申請地:大字加勢○○番他2筆、登記・現況とも田、面積 3,865 m²、4月から6年の賃貸借の再設定です。
- 3 項 譲受人: 三納の○○、譲渡人: 三宅の○○ 相続人代表 ○○、申請地: 大字三 宅○○番他1筆、登記・現況とも田、面積2,001 ㎡、4 月から6 年の賃貸借の再設 定です。
- 4項 譲受人:宮崎市の〇〇、譲渡人:黒生野の〇〇、申請地:大字平郡〇〇番、登記・現況とも田、面積1,092 ㎡、5月から10年の農地中間管理事業による賃貸借の新規設定です。
- 5項 譲受人:宮崎市の○○、譲渡人:鹿野田の○○、申請地:大字清水○○番1他1 筆、登記・現況とも田、面積2,877 ㎡、5月から10年の農地中間管理事業による 賃貸借の新規設定です。

6 項 譲受人:宮崎市の○○、譲渡人:三納の○○、申請地:大字平郡○○番、登記・ 現況とも田、面積 2,037 ㎡、5 月から 10 年の農地中間管理事業による賃貸借の新 規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合して おります。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作また は養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満 たしております。対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公 告については、4月を予定しております。

- 議 長 説明がありました 1 項~6 項まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙 手願います。
- 8 番 農地中間管理事業での賃借料は一律○○円ではないのですか。
- 事務局 地域によって差があると思われます。
- 事務局 様式について補足説明します。議案書では利用権設定は個人から個人の案件と個人から中間管理の案件は同じ議案番号ですが、新システムでは個人から個人の案件と個人から中間管理の案件とに分かれていきます。このように今の議案書と変わってきますので、今後については事務局で協議検討していきます。
- 議長他にありませんか。

(委員 なし)

議長異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長で賛成の方の挙手をお願いします。

(全員举手)

- 議長全員賛成ということで承認することに決定いたします。
- 議 長 議案第 221 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

- 局 長 議案第 221 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。 非農地証明明細番号 1、土地の所在:大字三納○○番 138、地目・台帳・畑、現況・ 山林、面積 3,709 ㎡、所有者:大字三納○○番地、氏名:○○、事由 5 になります。
- 議 長 番号1について地元委員の説明を求めます。
- 21 番 番号1を報告いたします。今回の申請地は、三納地区の〇〇にある山林内の農地です。10年以上耕作されてなく山林化しており農地として利用されていません。農用地区域内でもなく、公共投資の対象農地でもなく、優良農地でもないことから事由5と判断しました。皆様のご審議をお願い致します。
- 議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。 (委員 なし)
- 議長 異議ありませんか。 (異議なしの声多数)
- 議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。
- 議長ただ今から協議会とします。
- 議 長 暫時休憩

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	釜	\triangle
	硪	五

- 議長、休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。
- 局 長 起立、一同礼、解散

午後5時5分終了

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、ここに署名する。

会 長

10 番

24 番